

建設現場の遠隔臨場に関する実施要領

令和 8 年 1 0 月

大野市

目次

内容

1. 総則 1

 1.1 目的 1

 1.2 適用の範囲 2

2. 受注者の実施項目 4

 2.1 施工計画書 4

 2.2 遠隔臨場使用する機器と仕様..... 4

 2.3 遠隔臨場による段階確認等の実施..... 6

3. 監督職員による監督の実施項目 7

4. 留意事項 等..... 7

 4.1 効果の把握 7

 4.2 留意事項 8

5. 費用について 9

6. 特記仕様書（記載例） 9

1. 総則

1.1 目的

本要領は、大野市が所管する公共工事の建設現場において「段階確認」、「材料確認」と「立会」を必要とする作業に遠隔臨場を適用して、受発注者の作業効率化を図るとともに、契約の適正な履行として施工履歴を管理するために、以下の事項を定めるものである。

- 1) 適用の範囲
- 2) 遠隔臨場に使用する機器構成と仕様
- 3) 遠隔臨場による段階確認等の実施および記録

【解説】

遠隔臨場とは、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものである。

建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（以下、「本要領」という。）は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督職員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、遠隔臨場を適用するにあたり、その適用範囲や具体的な実施方法と留意点等を示したものである。

本要領の目的を踏まえ、遠隔臨場に必要とする機器の準備と運用が可能であり、かつ効果の検証および課題の抽出が期待できる工種を対象とする。なお、効果の検証および課題の抽出が期待できる工事を次に列挙する。

- ① 段階確認、材料確認または立会を映像確認できる工種
- ② 実施可能な通信環境を確保できる現場

1.2 適用の範囲

本要領は、所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて、「段階確認」、「材料確認」と「立会」を実施する場合に適用する。

【解説】

受注者がウェアラブルカメラ等により撮影した映像と音声を監督職員等へ同時配信を行い、双方向の通信により会話しながら確認するものである。

実施工事については、受注者との協議により決定するものとし、「6. 特記仕様書（記載例）」を参考に明示するものとする。

ウェアラブルカメラとは、ヘルメットや体に装着や着用可能（ウェアラブル；Wearable）なデジタルカメラの総称であり使用製品を限定するものではない。一般的な Android や i-Phone 等のモバイル端末を使用することも可能である。なお、ウェアラブルカメラ等の使用は、「段階確認」、「材料確認」と「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

実施手順	受注者の実施項目
施工計画書 ↓ 機器の準備 ↓ 映像と音声による 段階確認等の実施	①施工計画書の作成 ・ 本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目 ②機器の準備 ・ 「記録」に関する機器 ・ 「配信」に関する機器 ③段階確認等の実施 ・ 事前準備 ・ 撮影の実施（※1）

図 1-1 受注者の実施項目

（1）段階確認

『大野市（福井県）土木工事共通仕様書』、「第 3 編 土木工事共通編 第 1 章 総則」、「第 1 節 総則」、

「3-1-1-4 監督職員による確認および立会等」に定める「7.段階確認の臨場」において、「監督職員は、設計図書に定められた段階確認および監督職員が指示した段階確認において臨場を机上とすることができる。」事項に該当し、ウェアラブルカメラ等の機器を用いて、その内容について契約図書との適合を確かめる方法を記載した

ものである。なお、この方法は上記事項に記載されている「受注者は、監督職員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。」事項に該当するものである。

ウェアラブルカメラ等の機器を用いて、映像と音声の同時配信と双方向の通信を行うことにより、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、臨場に代えることが出来るものとする。なお、監督職員等が十分な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、現場臨場による段階確認を実施する。

(2) 材料確認

『大野市（福井県）土木工事共通仕様書』、「第 2 編 材料編 第 1 章一般事項」、「第 2 節 工事材料の品質」の「1.一般事項」および「4.見本・品質証明資料」による品質確認および現物による確認を記載したものである。

現物による確認においては、ウェアラブルカメラ等の機器を用いて、映像と音声の同時配信と双方向の通信を行うことにより、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、遠隔臨場を利用することが出来るものとする。なお、監督職員等が十分な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、現場臨場による材料確認を実施する。

工場製作工（共通）において、受注者は鋼材に JIS マーク表示のないものについては、ウェアラブルカメラ等の機器を用いて以下のとおり確認するものとする。

- ・鋼材に製造ロット番号等が記され、かつ、これに対応するミルシート等が添付されているものについては、ミルシート等による品質確認及び現物による員数、形状寸法の確認
- ・鋼材の製造ロット番号等が不明で、ミルシート等との照合が不可能なものうち、主要構造部材として使用する材料については、機械試験による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認による材料確認
- ・上記以外の材料については、現物による員数、形状寸法確認

(3) 立会

『大野市（福井県）土木工事共通仕様書』、「第 1 編 共通編 第 1 章 総則」、「第 1 節 総則」、「1-1-1-2 用語の定義」に定める「37.立会」において「契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。」事項に該当し、この場合における監督職員等が臨場にて行う行為にウェアラブルカメラ等の機器を用いて、その内容について契約図書との適合を確かめる方法を記載したものである。

ウェアラブルカメラ等の機器を用いて、映像と音声の同時配信と双方向の通信を行うことにより、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、遠隔臨場による立会に代えることが出来るものとする。なお、立会工種に関しては『大野市（福井県）土木工事共通仕様書』に従うものとする。なお、監督職員等が十分な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、現場臨場による立会を実施する。

2. 受注者の実施項目

2.1 施工計画書

受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、施工計画書および添付資料に次の事項を記載し、監督職員の確認を受けなければならない。

- 1) 適用種別
- 2) 使用機器と仕様
- 3) 段階確認等の実施

【解説】

(1) 適用種別

本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目を記載する。

(2) 機器構成と仕様

本要領に基づいて使用する映像と音声に関する機器構成と仕様を記載する。

1) 映像と音声の「記録」に用いる機器と仕様

現場（臨場）にて使用するウェアラブルカメラ等の機器と仕様を記載する。

2) 「記録」した映像と音声を「配信」するための機器と仕様

ウェアラブルカメラ等で作成した映像と音声を監督職員等へ配信するために使用する機器と仕様を記載する。

(3) 段階確認等の実施

本要領に基づいた、「段階確認」、「材料確認」と「立会」の実施方法を記載する。

2.2 遠隔臨場に使用する機器と仕様

遠隔臨場に使用するウェアラブルカメラ等の資機材は受注者が準備、運用するものとする。

【解説】

遠隔臨場に使用するウェアラブルカメラ等の機器は受注者が準備、運用するものとする。

2.2.1 機器構成



図 1-2 機器構成（例）

2.2.2 映像と音声の「撮影」に関する仕様

実施に用いるウェアラブルカメラ等による映像と音声の「記録」に関する仕様を次に示す。なお、映像と音声は、別々の機器を使用することが出来る。なお、夜間施工等における赤外線カメラや水中における防水カメラ等の使用を妨げるものではない。

表 1-1 「映像」と「音声」の記録に関する仕様

項目	仕様	備考
映像	画素数：1920×1080 以上 ※目的物の判別が可能な場合、受発注者協議の上、 640×480 以上でも可	カラー
	フレームレート：30fps 以上 ※目的物の判別が可能な場合、受発注者協議の上、 15fps 以上でも可	
音声	マイク：モノラル（1 チャンネル）以上	
	スピーカ：モノラル（1 チャンネル）以上	

2.2.3 映像と音声の「配信」に関する仕様

ウェアラブルカメラ等にて撮影した映像と音声の「配信」に関する仕様を次に示す。

なお、配信の手法については、情報共有システムの遠隔臨場機能を推奨する。

表 1-2 「映像」と「音声」の転送レートに関する仕様

項目	仕様	備考
通信回線速度	下り最大 50Mb、上り最大 5Mbps 以上	
映像・音声	転送レート（VBR）：平均 1Mbps 以上	

2.3 遠隔臨場による段階確認等の実施

2.3.1 事前準備

受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、必要な準備をしなければならない。

【解説】

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、実施時間、実施箇所（場所）や必要とする資料等について、監督職員等へ確認を行う。なお、実施時間は、監督職員等の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。

（1）段階確認

受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、実施予定日等）を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。

（2）立会依頼書の提出

受注者は、設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。

2.3.2 遠隔臨場の実施および記録

受注者は、本要領に従い遠隔臨場を実施する。

【解説】

（1）資機材の確認

受注者は、事前に監督職員等との双方向通信の状況について確認を行う。また、必要な準備、人員および資機材等を提供する。

（2）現場（臨場）の確認

現場（臨場）における確認箇所の位置関係を把握するため、受注者は実施前に現場（臨場）周辺の状況を伝え、監督職員等は周辺の状況を把握したことを受注者に伝える。

（3）実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」や「使用材料」等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示する。記録にあたり、必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員等による実施項目の確認を得ること。また、終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員等による実施結果の確認を得ること。

(4) 実施記録

受注者は、遠隔臨場の映像と音声の記録を配信するのみであり、保存を行う必要はない。

3. 監督職員による監督の実施項目

本要領を適用した、監督職員の実施項目は次の事項とする。

- 1) 施工計画書の確認・受理
- 2) 遠隔臨場による段階確認等の実施

【解説】

監督職員等は、本要領に記載されている内容を確認および把握するために資料等の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

受注者は、本要領に記載されている内容を確認、把握する上で必要な準備、人員及び資機材等の提供ならびに、必要とする資料の整備をするものとする。

実施手順	監督職員の実施項目
施工計画書 ↓ 機器の準備 ↓ 映像と音声による 段階確認等の実施	①施工計画書の確認 ・ 本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目 ・ 機器構成と仕様 等 ②段階確認等の実施 ・ 「段階確認書」、「確認・立会依頼書」の受領 ・ 撮影の実施と記録（※1）

図 1-3 監督職員の実施項目

4. 留意事項 等

4.1 効果の把握

受注者は、今後の適正な取組みに資するため、遠隔臨場の実施を通じた効果の検証および課題の抽出について、アンケート調査等の依頼があった場合は対応すること。

4.2 留意事項

工事記録映像の活用に際しては、以下に留意する。

- (1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。
- (2) ウェアラブルカメラ等を作業員に装着させて長時間撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる場合があるため留意すること。
- (3) 受注者は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。
- (4) 受注者は、公的ではない建物の内部等見られることが予定されていない場所が映り込み、人物が映っている場合は、人物の特定ができないように留意すること。
- (5) 本要領によりがたい場合は、適宜受発注者間で協議すること。

5. 費用について

費用については、受注者が保有するウェアラブルカメラ及び一般的な Android 端末や iPhone 等のモバイル端末を活用するなど、受注者の創意工夫による自発的な取組を基本とするため、原則として費用の計上は行わないものとする。

ただし、受発注者間の協議により、現場条件等を踏まえて必要と認められた場合は、当該利用に要する費用を技術管理費として積上げ計上できるものとする。なお、当該費用については、現場管理費及び一般管理費等の対象としないものとする。

6. 特記仕様書（記載例）

本工事は、監督職員と協議の上、『建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（大野市）』に従い、遠隔臨場による「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うことができる。

原則として受注者が保有する端末等を活用するものとし、費用は計上しない。ただし、現場条件等により必要と認められる場合、監督職員と協議の上、当該費用を設計変更の対象とする。